

ご存じですか？

機械設備を導入する場合、法人税・所得税及び固定資産税の優遇制度があります。積極的に活用しましょう！！

現在、畜産農家には畜産クラスター事業等で大変多くの機械設備が導入され畜産経営の近代化が進められていますが、中小企業等経営強化法に基づき、税制の特例が受けられます。

【優遇措置の内容】

法人税・所得税・・・経営力向上計画の認定を受けた事業者であって、認定計画に基づき取得した一定の設備について、

- ①取得価額の100%の即時償却
又は
- ②取得価額の10%※の税額控除
を選択することが可能

※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

(注) 固定資産税も一定の条件下で、5年間1/3に軽減、又は3年間1/2に軽減となります。

【法人税・所得税の減税メリット例】

前提：3,000万円の機械設備を導入した場合
耐用年数10年、資本金2,000万円、

- ① 取得価額3,000万円の即時償却（100%の経費計上が可能）
- ② 10%の税額控除
最大300万円を法人税から控除（法人税額の20%が上限）

(注) 税額控除額が法人税の20%で控除できなかった場合には、
控除されなかった金額について1年間の繰越しが認められます。

※ リースで機械施設を導入している場合は②の税額控除が選択出来ます。
赤字の企業もご利用いただけます。

【対象となる設備（機械装置の場合）】

機械装置の場合は、最低価格が160万円以上で、かつ、そのタイプの機械が販売されてから10年以内のものとなります。

対象となるものの用途・細目		備考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製造設備(集乳設備を含む。)
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備
3	農業用設備(注)	畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備	

注：農業用設備は、トラクター、コンバイン、ボイラー、自動給餌機、ふん尿散布機などほぼすべての機械が対象となりますので、詳細は中央畜産会のHPをご覧ください。

【優遇措置（法人税・所得税）を受けるための手続き】

1. 計画の申請

- (1) 経営力向上計画は国（地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局）に申請して認定を受けます。
- (2) 経営力向上計画の申請は、機械設備取得後60日以内に行う必要があります。
その認定の際に必須要件となっている「生産性向上要件証明書」は、機械設備メーカー又は代理店が中央畜産会に申請して取得することが出来ます。。

注：生産性向上要件証明書とは、①一定期間内に販売されたモデルかどうか、②旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上する設備かどうかを中央畜産会が認証した証明書です。

【この資料に関するお問合せ先】

公益社団法人中央畜産会
資金・経営対策部 前原

TEL：03-6206-0833（直通）

FAX：03-5289-0890

MAIL：k_maehara@jlia.jp

中央畜産会ホームページ

<https://jlia.lin.gr.jp/info/archives2234/>